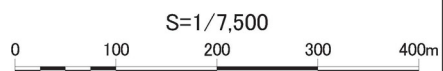




凡 例

- 事業区域
- 流域界
- ← 放流先
- ← 既設水路
- 仮設沈砂池

図1-2 仮設沈砂池配置図



2. 事業の進捗状況

環境影響評価書（以下、「評価書」という。）記載事項以降の事業の進捗状況は以下に示すとおりである。

- 令和2年5月15日 : 仙塩広域都市計画
区域区分の変更（市街化区域への編入）、用途地域の変更 告示
- 令和2年6月2日 : 評価書及び評価書要約書の公告、縦覧開始
（縦覧期間：令和2年6月2日～7月1日）
- 令和2年10月 : 事業計画の変更(報告)
事業計画の変更（令和2年度第4回環境影響評価審査会で報告）
・土地利用計画の変更 ・交通量の変更 ・調整池形状の変更
・土工量の増加
- 令和3年3月3日 : 組合設立認可
- 令和3年3月20日 : 組合設立（第1回総会開催）
- 令和3年4月1日 : 準備工（組合事務所設置、現場事務所設置、測量等）
- 令和3年6月21日 : 工事着手（土砂の搬入等）
- 令和4年7月～令和5年6月 : 工事中断
- 令和5年7月～ : 工事再開予定



令和4年8月29日撮影

写真2-1 事業区域及び周辺の航空写真

3. 評価書からの変更

評価書からの変更内容は、以下に示すとおりである。

3.1 事業工程の変更

本事業は、当初、令和2年6月に評価書の公告・縦覧が行われ、令和3年1月から工事着手の予定であったが、事業認可が令和3年3月と遅れたため、令和3年4月からの準備工着手となった。

事業認可後、調整池に関する仙台市指導を受け、より安全性を高める設計変更に伴う事業費増や昨今の物価上昇、資材高騰により、事業費全体の見直しが必要となったことから、設計・施工方法等の見直しなどに対する検討を継続してきた。

これらの見直しに伴い関係機関との協議・手続きは進めていたものの、一部地権者の換地設計に関する同意が得られない影響もあり、設計等の見直しにも時間を要し、令和4年7月より工事を中断することとなった。

変更前及び変更後の事業工程は、表3-1(1)～(2)に示すとおりである。

表3-1(1) 事業工程表（変更前：評価書）

工程	年度	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
都市計画		■									
基本計画・基本設計		■	■	■							
環境影響評価			■	■	■						
事業認可					■						
実施設計・換地設計					■	■	■				
工事・保留地処分					令和3年1月	■	■	■	令和6年6月		
換地計画・処分・登記									■	■	
組合解散											■
隣接事業(仙台貨物ターミナル駅移転計画)工事※		平成30年2月	■	■	■	■	令和5年2月	■			

※「仙台貨物ターミナル駅移転計画の概要」（平成31年4月26日、JR貨物・宮城県）（事業説明会説明資料）より

表3-1(2) 事業工程表（変更後予定）（協議中）

工程	年度	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
都市計画		■										
基本計画・基本設計		■	■	■								
環境影響評価			■	■	■							
事業認可					■							
実施設計・換地設計					■	■	■					
工事・保留地処分					令和3年4月	■	令和4年7月～令和5年6月まで中断	■	■	■		
換地計画・処分・登記											■	■
組合解散												■
隣接事業(仙台貨物ターミナル駅移転計画)工事※		平成30年2月	■	■	■	■	■	■	■	■	令和8年度	■

※「仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る事業工程の変更について」（仙台市HP）

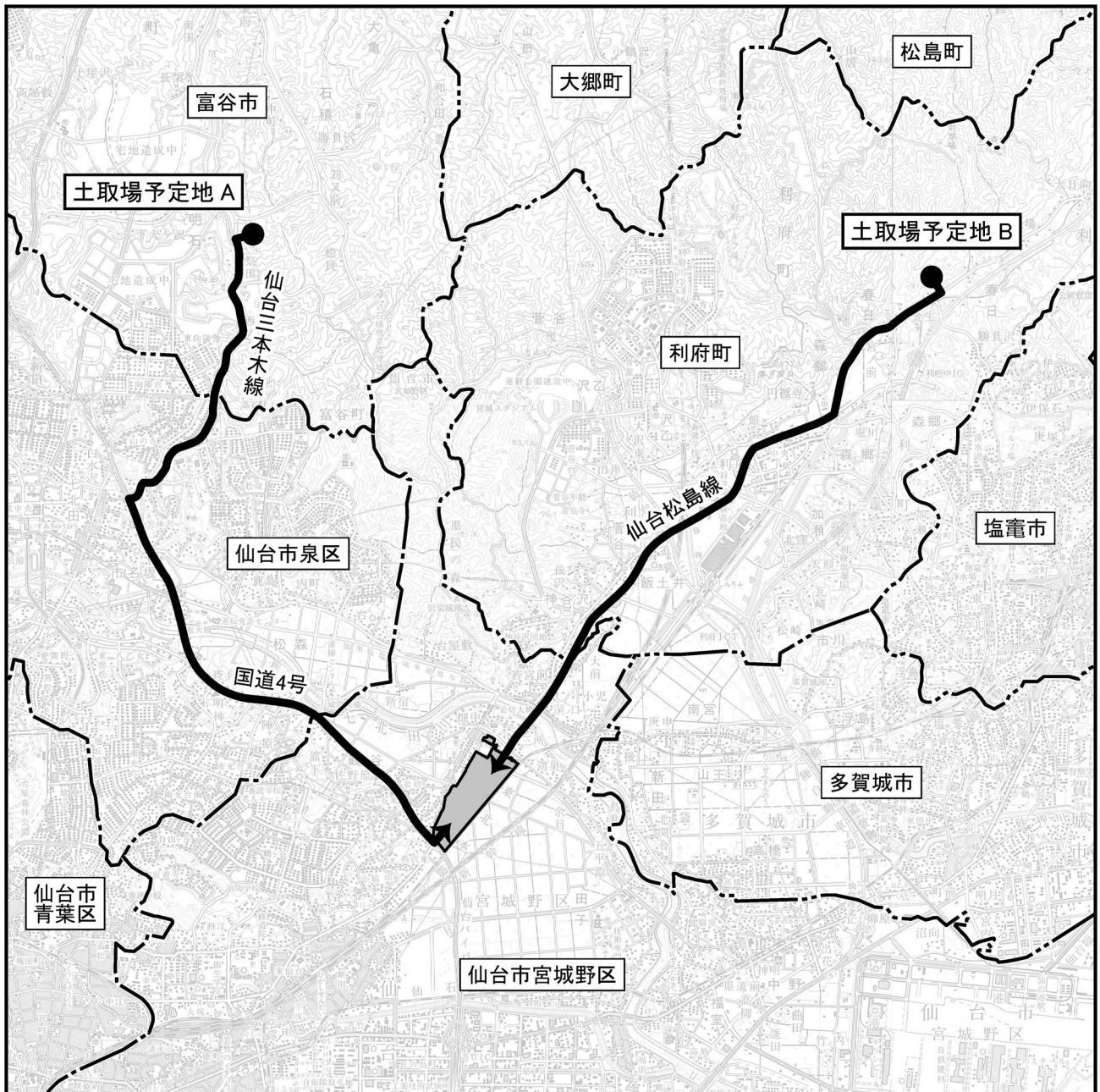
3.2 工事計画（搬出入ルート）の変更

工事計画について、図3-1に示すとおり評価書時点では、土取場が不確定であったため、土取場予定地Aと土取場予定地Bの2ヶ所を想定していた。また、事業区域への搬出入の工事用車両を最大で400台/日としていた。

工事用車両台数は、土取場予定地AあるいはBからの1ルートで搬出入する場合は最大で400台/日、AとB両方の2ルートで搬出入する場合はAとBそれぞれ最大で200台/日とし、いずれにしても計400台/日を超えることはない計画であった。

工事实施に際し、図3-2に示すとおり事業区域より北側に位置する土取場①～③に変更し、事業区域に搬出入するルートは北側からの1ルートとなった。また、土取場予定地Aは事業採算性の関係から土砂の搬出入先として選定しないこととなった。

なお、全体の土工量の変更はないことから、搬出入の工事用車両についても最大で400台/日であることに変更はない。



凡例



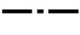


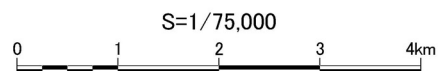
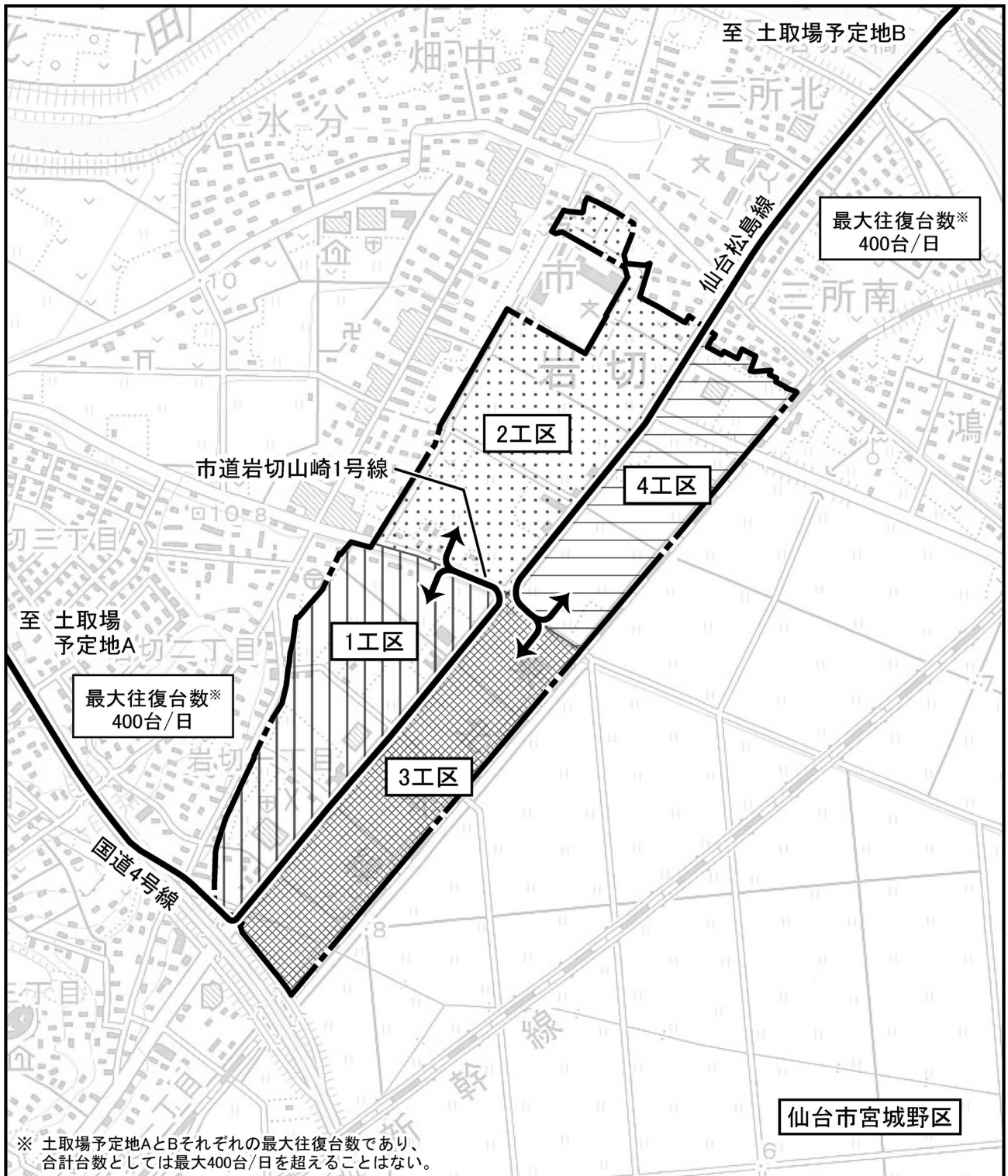
-  事業予定区域
-  市町界
-  区界
-  土取場予定地
-  工事用車両ルート

図3-1(1) 工事用車両ルート(広域): 変更前(評価書)

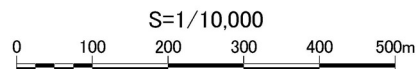


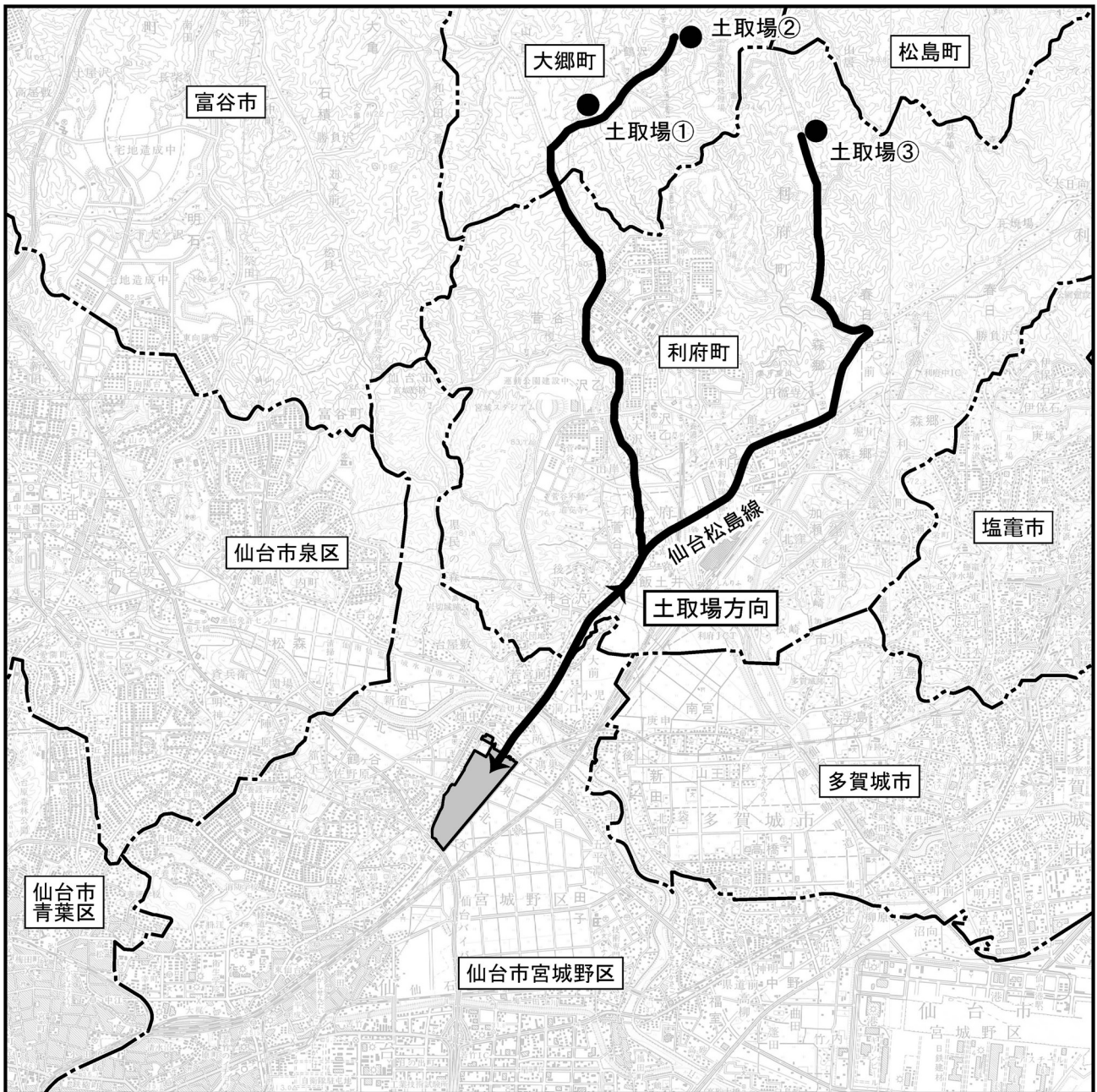


凡 例

- 事業予定区域
- ➔ 工事用車両ルート

図3-1(2) 工事用車両ルート (事業予定区域内)
: 変更前 (評価書)

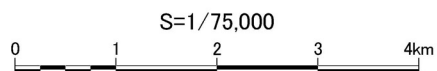


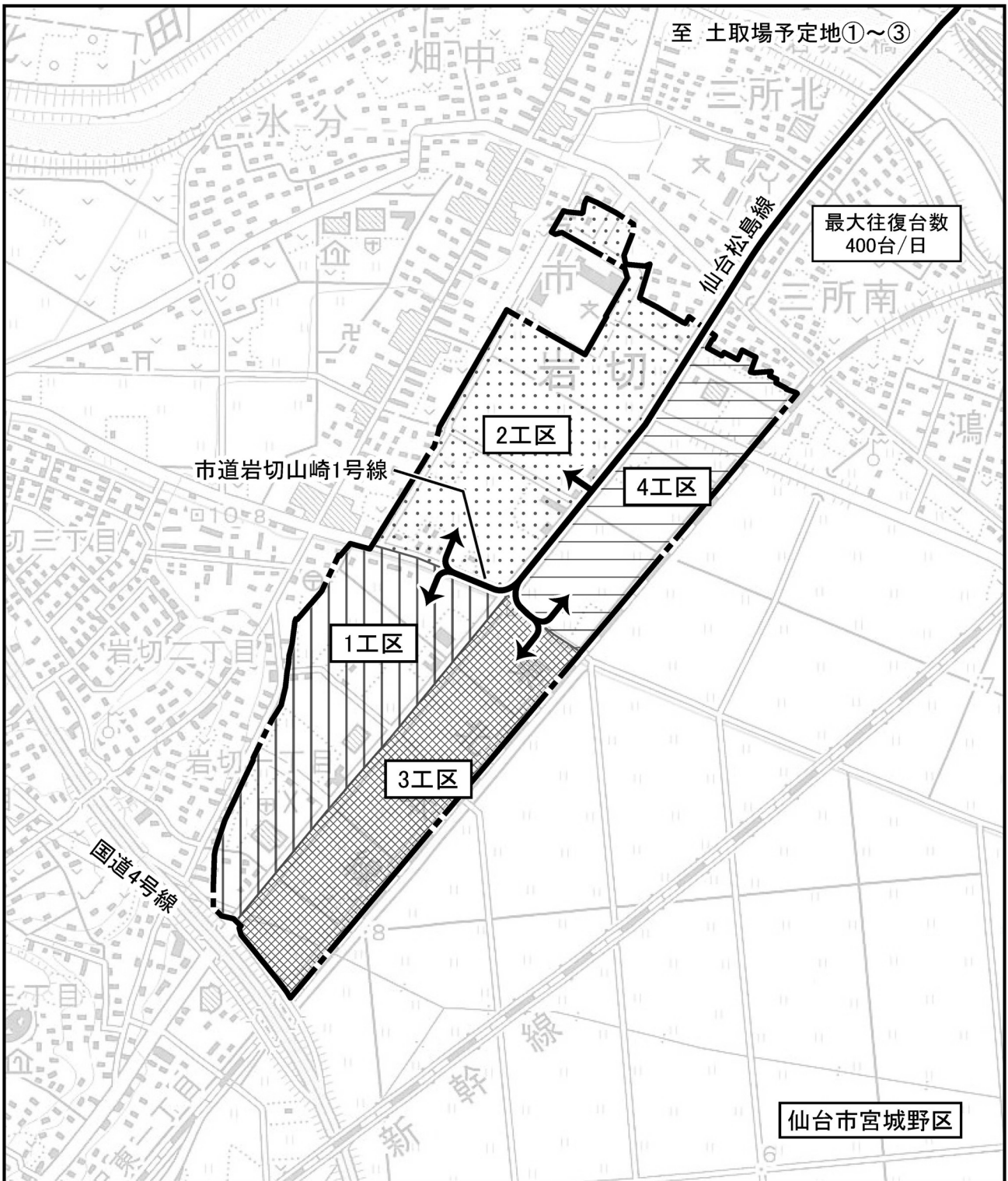


凡例

- 事業区域
- 市町界
- 区界
- 土取場
- 工事用車両ルート

図3-2(1) 工事用車両ルート(広域): 変更後





凡 例

- 事業区域
- ➔ 工事用車両ルート

図3-2(2) 工事用車両ルート(事業区域内): 変更後

